

## 支援業務の実施に関する計画書 (令和8年度 事業計画書)

### 2 支援業務の概要及び実施の方法に関すること

#### ○支援業務について

- ①住宅確保要配慮者の賃貸住宅への円滑な入居の促進に関する情報提供、相談その他の援助  
(法第62条第2号)

##### 【業務概要】

相談窓口(住宅確保要配慮者からの問い合わせに対応する)を設け、住宅確保要配慮者が希望又は必要とする賃貸住宅の立地、仕様についてのヒアリング、検討を行い、得られた情報を基に、セーフティネット住宅情報提供システムや不動産業者を介して最適な賃貸住宅を探し、入居に際する手続きや引越しの段取り、家電等の設備、生活必需品の購入など、入居までのサポートを行う。

##### 【具体的なスキーム】

要配慮者のおかれている状況、住宅に関する希望及び条件を詳細にヒアリングする。そのうえで、希望条件に可能な限り沿った住宅を、インターネットサービス等を活用しながら要配慮者とともに探索する。対象物件を取り扱う不動産業者に対して、当法人より要配慮者が入居を希望している旨を伝達し、可能であれば当該物件の紹介を受ける。なお、何らかの事情により当該物件への入居が困難な場合には、希望条件に近い物件の紹介を受ける。紹介された物件について、要配慮者とともに内覧、検討を行い、入居の意思決定を支援する。

対価：徴収していない。

提供の条件：当法人が支援対象とする住宅確保要配慮者であること。

- ②賃貸住宅に入居する住宅確保要配慮者の生活の安定向上に関する情報提供、相談その他の援助  
(法第62条第3号)

##### 【業務概要】

週1回程度の定期的な連絡や訪問により住宅確保要配慮者が問題なく生活できているかどうかの確認を行い、問題がある場合はその解決に向けた援助を行う。問題とは、孤独、食事、病気、事故など様々なことが想定されるが、社会福祉法人真愛の各事業部門、必要に応じ行政と連携して最も適した解決策を講じ、問題の解決を行う。

##### 【具体的なスキーム】

定期的または不定期に、電話やSNS等による連絡を行い、生活上の問題の有無を確認する。必要に応じて訪問を行い、要配慮者の生活状況を直接確認し、生活が安定するまで見守り支援を行う。問題が生じている場合には、相談支援員等と連携し、適切な社会福祉サービス等につなげる。

対価：徴収していない。

提供の条件：当法人が居住支援を行った住宅確保要配慮者であること。

### 3 地方公共団体並びに住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に資する活動を行う者及び住宅確保要配慮者の福祉に関する活動を行う者との連携に関すること

#### ○居住支援協議会との連携

横浜市居住支援協議会の会員として情報収集を行うとともに、住宅確保要配慮者の居住支援について協議会会員と連携し行っていく。

## ○地域の福祉関連団体との連携

横浜市栄区基幹相談支援センターからの依頼に基づき、住宅確保要配慮者に対する居住支援をこれまで複数回実施してきた実績がある。今後も関係機関との連携を図りながら、継続的かつ適切な支援を行っていく。

## ○地方公共団体等との連携

- UR 都市機構による自立支援スキームに登録された。(令和6年10月)
- 横浜市居住支援協議会へ参加し情報収集を行っている。

## 4 支援業務に係る人材の確保及び資質の向上に関すること

## ○支援業務に係る人材の確保及び資質の向上

- 社会福祉法人真愛（介護事業部門）の行う研修への参加を義務付けている。不参加の場合はレポートを提出することを義務付けている。
- 不動産後見アドバイザーの資格取得を推奨しており、これまでに2名の合格者を輩出している。
- 国交省主催の居住支援研修会に参加している。